

## 消費者信用市場の拡大が韓国社会にもたらしたもの ： 多重債務という観点から

大山, 小夜  
金城学院大学人間科学部

<https://doi.org/10.15017/4738287>

---

出版情報：韓国経済研究. 6, pp.1-17, 2006-08. 九州大学研究拠点形成プロジェクト  
バージョン：  
権利関係：

---

# 消費者信用市場の拡大が韓国社会にもたらしたもの

— 多重債務という観点から<sup>1)</sup> —

## What the Expansion of a Consumer Credit Market Has Brought About in Korean Society: From the Viewpoint of Over-indebtedness

大山 小夜<sup>2)</sup>

OYAMA Saya

This paper deals with one of the major social problems after the 1997 economic crisis in South Korea: the increase of consumers in debt. About one in every six people of the working population is over-indebted, just as follows the expansion of a consumer credit market. They not only have a disadvantage in business, but also suffer various inconveniences in everyday life if the fact of their economic conditions becomes known to neighboring people.

This paper aims to provide a broader contextual picture behind this social problem, from which we can get a suggestion about how to control the consumer credit market. The Korean government bore a large amount of debt in exchange for financial support from the International Monetary Fund. The government largely relaxed regulations of the consumer credit market and widely encouraged people consumption. On this account many people fell into debt, and the government strengthened regulations to the market again. To cover their debts, these people borrowed money from consumer finance companies at high interest. Japanese consumer finance companies considered this situation to be a business chance and went into the Korean market.

The Japan Federation of Bar Associations (JFBA) carried out fieldwork in South Korea in March of 2005 and April of 2006. I participated in both investigations. This paper examines statistical and document data as well as the JFBA research findings.

**Keywords:** *Consumer Credit Market, Credit Card, Consumer Finance, Consumer in debt*  
消費者信用市場、クレジットカード、消費者金融、信用不良者

---

1) 本稿は、日本弁護士連合会「韓国金利事情調査報告書」所収拙稿(参考文献参照)並びに国民生活センター研究誌「国民生活研究」第45巻第3号(2005年12月)所収「韓国の消費者信用と多重債務問題」に加筆と修正を行ったものである。

2) 金城学院大学人間科学部(社会学)助教授  
Associate Professor (Sociology), Department  
of Human Sciences, Kinjo Gakuin University

### I. はじめに

近年、韓国では、「信用不良者」が急増している(図1)。信用不良者とは、金融機関やクレジットカード会社などから融資を受け、その返済を延滞している人<sup>3)</sup>のことをいう。韓国の

金融機関に登録されている信用不良者数は、2000年208万人、03年372万人と増え、現在、400万人を超える<sup>4)</sup>。これは、労働人口6人に1人の割合である。

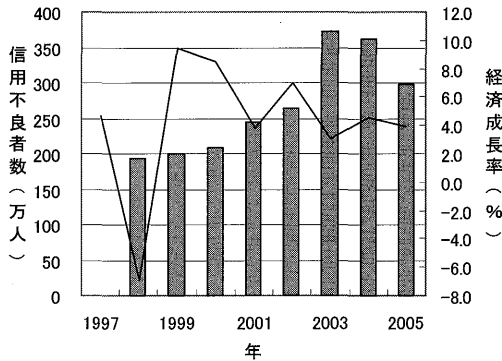


図1 信用不良者数の推移

資料：信用不良者数は貧困問題研究所作成資料。1997年以前はデータなし。経済成長率は Table 1. Real GDP in *OECD Economic Outlook 78 Database* ([www.oecd.org/](http://www.oecd.org/))。

3) 信用不良者は、「信用情報の利用及び保護に関する法律」(第2条第7号)で定められた法律用語で、「正当な理由なく約定期日に返済しない者」をいう。多くは、複数の業者から借り入れている多重債務者である。金融機関は、信用不良者情報を入手し共有する。金融機関から融資を受ける者は自らの信用情報がこの情報システムに提供されることに同意する書類を事前に提出する。銀行連合会による信用不良者の定義は「30万ウォン以上の債務を3ヵ月以上延滞している者」である。いったん信用不良者として登録されると借り手側は取引上の制約と社会的不利益を受ける。2005年4月28日、このような信用不良者登録制度は廃止され、個人の信用情報は信用情報会社が管理する形態に移行した。金融機関は信用不良者を「信用管理対象者」と名称変更した。

4) 信用不良者数は、2003年から04年を頂点に、その後、減少傾向にある(図1)。これは、信用不良者の定義が04年から05年にかけて大きく変わったことが影響している。一例をあげると、新定義では、百貨店への延滞者、税金の滞納者、少額や短期間の延滞者が対象外とされている。旧定義に基づくと、現在の信用不良者数は400万から500万人と推定されている。

信用不良者は、遅滞なく返済していれば債権者からの早期請求を拒否したり分割返済したりできる権利(いわゆる「期限の利益」)を失って残額の一括返済を求められたり、金融機関からの新規・追加借入やクレジットカードの発行・使用ができなくなったりする。しかし、信用不良者の問題は、こうした経済面にとどまらず、生活面社会面におよぶ。韓国では信用不良者に対する世間の目は厳しい。このため、結婚や就職ができなくなることもあるという。また、信用不良者の問題は、当事者の問題にとどまらず、社会不安につながる。返済金を無理に調達しようとして犯罪をおかしたり、追いつめられて自死したりするケースもあるからである<sup>5)</sup>。このような状況の一方で、韓国では、日本の消費者金融会社(以下、「日本系貸金業者」)が進出し、日本で培ったノウハウによる大規模な営業を展開して市場シェアを伸ばしている。こうした動きは、韓国で貸付上限金利を定める「利子制限法」が撤廃された1998年頃に始まる。本稿では、韓国の信用不良者はなぜ急増したのか、また、このことと日本系貸金業者の韓国進出はどうか、さらに、消費者信用市場と金利による法規制を含む多重債務者対策との関係をどう捉えたらよいか、韓国の事例を通じて考えてみたい。

本稿の概要は次のとおりである。1997年の経済危機後、韓国政府は、国際通貨基金(以下、「IMF」)の管理体制のもと、輸出主導型から民間消費型へと構造転換をはかる。その取り組みの一環として、クレジットカード(以下、「カー

5) 韓国の自殺率(人口10万人あたりの自殺者数)は1985年の9.1から、通貨危機後の98年19.1を経て、04年には24.2人と、高自殺率国のハンガリー(22.6)や日本(18.7)を上回り、経済協力開発機構(OECD)加盟国中、最高値を記録した。

ド)による取引への規制を撤廃ないしは緩和するとともに、カードの使用を奨励する政策を実施する。キャッシング業務比率の高い韓国のカード業界では、カード取引の普及はキャッシングの利用増加をもたらす。カード業界の過当競争は過剰与信を誘発し、貸付金利の高さも相まって信用不良者は増える。カード会社の経営は急速に悪化し、最大手は一部業務停止に追い込まれる。あわてた政府は、カード取引の規制を復活し、カードの与信基準は引き上げられる。複数のカードによる返済と借入で自転車操業の状態に陥っていた人びとは、返済に窮す。彼らは、信用不良者への法的社会的救済制度が未整備ななか、返済金を得るために、より高い金利の私金融（消費者金融）市場へ流れていく。98年の利子制限法撤廃で好機を得ていた私金融市場は、このような信用不良者の参入によってさらに拡大する。この間、日本系貸金業者は韓国に進出し、市場シェアを伸ばしていく。それにつれて、貸し手側として紛争当事者になる割合も増えている。

2005年3月、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」）が韓国の金利事情について現地調査を行った<sup>6)</sup>。報告者は、この調査に同行した。本稿では、一般に入手可能な統計、資料、新聞記事などに加え、この調査で得たことも踏まえて考察する。具体的に、販売信用（Ⅲ節）、消費者金融（Ⅳ節）、信用不良者対策（Ⅴ節）の順にみていく。これらの議論に先立って、まずⅡ節では、1997年に発生した経済危機が韓国経済のその後の在り方にどう影響したか、金利施策と関連づけて概観しておこう。

## Ⅱ. 1997年経済危機とIMF介入

1997年12月3日、韓国は、IMFから緊急支

援を受けることと引き替えにその管理下に置かれた。80年代後半以降、年間10%超と東アジアのなかでも高い成長率を誇っていた韓国の経済は、90年代に入り、急激に落ち込む。93年に誕生した金泳三政権は、政治と経済との従来の密接な関係を改めることが経済再建につながるとして、96年10月、政治資金を不正に蓄積した罪で全斗煥元大統領、盧泰愚前大統領を逮捕して

---

6) 2005年3月27日から3月30日にかけて行われた（初日は打合せ。以下、「第1次調査」）。訪問先は次のとおりである。\*印のある機関は報告者が同行したことをあらわす。

[第2日目]

金融監督院、参与連帯\*、韓国消費者連盟\*

[第3日目]

消費者保護院\*、大法院、民主労働党\*

[第4日目]

ソウル地方弁護士会、大韓弁護士会

第4日目は、調査団と別行動で（報告者が個人的に）、韓国に進出した日本系貸金業者のうち最大規模の三和マネー（三和ファイナンスの現地法人）を訪問した（詳細は日弁連（2005）『韓国金利事情調査報告書』を参照）。

なお、日弁連は、2006年4月2日から4月5日にかけても、主に生活困窮者支援について現地調査を行っている（初日は打合せ。以下、「第2次調査」）。報告者は、この第2次調査にも同行した。本稿は、主に第1次調査の結果に基づくが、一部、第2次調査で得たことも踏まえている。第2次調査の訪問先は次のとおりである。\*印のある機関は報告者が同行したことをあらわす。

[第2日目]

保健福祉部、参与連帯\*、自活後見機関、瑞草区社会福祉事務所\*、全国失職路宿人対策宗教市民団体協議会、自活相談保護センター、ホームレス福祉と人権を実践する人達\*

[第3日目]

民主労働党、金融監督院\*、法律救助公団、貧困問題研究所\*

[第4日目]

大法院\*

第4日目は、調査団と別行動で三和マネーを再訪した。

2度にわたり調査への参加を認めていただいた日弁連の関係者の方々には記してお礼を申し上げます。

国民の支持を得た。

他の東アジア諸国と同様、輸出を通じた工業化により発展してきた韓国は、当時、先進国との技術格差は縮まらない一方で、中国やタイやマレーシアなど新興の国々から激しい追い上げを受けていた。こうした経済面での相対的な地位低下は数字にも表れている。韓国の輸出増加率は95年に30.3%であったが、96年には3.7%と約10分の1に激減する。一方、輸入増加率は32.3%から11.3%と3分の1程度の減少であった。こうしたことから、95年に85億1000万ドルだった経常収支赤字は、96年には230億ドル(対GDP比4.9%)と大きくふくれあがった。

政府は、金融緩和による経済成長をはかった。韓国の対外債務(残高)は、金泳三政権発足後、急増する。発足前年の1992年に428億ドルであった対外債務は、在任4年目にあたる1996年、1635億ドルを記録した。しかも、その半分が高金利の短期債務であった。そうしたなか、97年1月に中堅財閥の韓宝グループが倒産する。韓宝グループによる5兆ウォン(10ウォン=1円相当)にのぼる不正融資先は金泳三の家族にまで及んでいることが明らかになり、政治と経済の関係清算を唱道してきた金泳三政権の威信は大きく傷ついた。また、それだけでなく、巨額の不良債権は国内の金融不安を招いた。これとは別に、同年、タイで発生した通貨危機は、東アジアにまで波及し、諸外国の投資会社は外貨を一斉に引き揚げた。このような国内外の動きが重なって、韓国は、保有する外貨の不足に陥り、11月21日、IMFに緊急支援を要請した。

IMFは、550億ドルの支援を決め、融資の条件として、「財閥解体」「政府による銀行経営への干渉排除」「貿易自由化」「外国人による直接投資への制限緩和」「労働市場の流動化推進」などを韓国政府に求めた。その眼目は、経済シ

ステムの主導権を韓国政府から世界市場に移すことにあったともいえる。国際競争力のある外国(とりわけアメリカやイギリス)資本にとって、韓国政府による関与を制限して、市場を世界に開放することは、新たなビジネスチャンスの獲得を意味した。

こうした流れのなかで、消費者信用市場の在り方を左右する貸付上限金利施策はどういった影響を受けたのか。IMF介入以前の韓国では、1962年に制定された利子制限法によって、貸付上限金利は年25%から年40%と定められていた。しかし、IMFは、韓国の金融・外国為替・資本市場の自由化と開放化を求めるなかで、利子制限法は「自由な取引を通じた利子の設定という市場機能を制約するものである」として撤廃することを政府に指導した。これを受けて、利子制限法は、1998年1月に廃止された。廃止にいたるまでに、国内でその是非を議論する余地はなかったという。今回の調査の訪問先のひとつ、国内最大規模の市民団体である「参与連帯」<sup>7)</sup>のキム・ナムグン弁護士の話によれば、「判事や弁護士ですら利子制限法の廃止を知らないで裁判をしてしまう例があるほど」<sup>8)</sup>突然のことであった。

7) 参与連帯は、1994年9月に結成された。企業や政府からの経済支援を一切受けない。会員数は01年12月段階で1万4500人。市民や研究者や学生などからなる。主な活動は、司法・議会・行政・企業を監視し、具体案を提示して改善を求めることである。総選挙(02年・04年)の際、政治家として不適当と思われる人物を調べて公表する「落選運動」や、株主総会での発言に必要な株式を得て企業に経営の透明化を求める「少額株主運動」などは日本でもよく知られている。参与連帯は、利子制限法廃止後、同法の復活運動に取り組んだ。このため、第1次調査で訪問した。

8) 日弁連(2005)の「資料-調査録:参与連帯」を参照。

### Ⅲ. クレジットカード利用促進政策

#### 1. 内容

クレジットカード利用促進政策（以下、「カード促進策」）は、1999年、内需拡大と脱税防止による税収増を企図して開始された。適用範囲は公共機関や法人にもおよぶ。しかし、主な対象は消費者と個人事業者である。彼らには「減税」と「宝くじ」が実施された。以下のとおりである。

##### (1) 所得控除制度

1999年9月、消費者（カード利用者）を対象に開始された。その目的は、減税の利点を掲げて内需拡大をはかることである。カード利用額が年間所得の1割を超えると、超過分の1割か、300万ウォンの、どちらか小さい方が課税標準所得額から控除される。01年、超過分の「1割」は「2割」に、「300万ウォン」は「500万ウォン」に引き上げられた。

##### (2) 税額免除制度

2001年6月、個人事業者（カード加盟店）を対象に開始された。その目的は、減税の利点を掲げて税金捕捉率の低い個人事業者に記録の残るカード取引を採用させることで脱税を防止するとともに、カード加盟店を増やしてカード利用環境を整備することであった。カードの売上伝票を提出すると、納付税額の免除は通常1%のところ2%まで、また、免除額の上限は通常300万ウォンのところ500万ウォンまで引き上げられた。

##### (3) 福券制度

「福券」とは宝くじのことである。2000年1月、消費者と個人事業者を対象に開始された。カード取引の際の領収書を利用して抽選を行い、

当選者には賞金をだした。その目的は、賞金でカードへの関心を高め、利用を促すことである。カード取引で発行される領収証に国税庁が通し番号をつける。領収書の合計金額が月額1万ウォンになると宝くじ番号が与えられ、抽選ができる。抽選は月1回、年間12回実施される。賞金の最高額は、利用者が1億ウォン、加盟店が2000万ウォン。賞金は、まず、国税庁がカード会社の口座に振り込み、その後、カード会社から当選者に、手渡しか、口座入金か、翌月の請求分から差し引くかたちで支給された。賞金は、利用者については税金から、加盟店についてはカード業界からだされた。

カードの利用者や加盟店のデータは、クレジットカード会社、金融機関、国税庁を経て、テレビ（KBS）局に届く。抽選の様子は、毎月末、生中継で放送された。

#### 2. 背景と経緯

カード促進策は、国税庁による提案を政府が受けてからわずか5ヵ月間で実施されたといわれている。その背景として、「脱税防止に対する国税庁の関心」「規制緩和と内需拡大に対する政府の関心」「官民一体の協力体制」「自営業者—サラリーマン間の税負担格差の縮小」の4つが指摘できる。

第1に、韓国では、日本の消費税に相当する付加価値税が導入されていた。だが、現金取引は、カード取引と異なり記録が残らず、個人事業者による不申告は後をたたなかった。そこで、国税庁は、カードの普及によって個人事業者の税金捕捉率を上げることを政府に提案した。

第2に、政府は、国税庁の提案を受ける前から規制緩和による内需拡大に関心を持っていた。カード促進策は、そうした政府の意向にうまく合致するものであった。一方で減税や宝くじに

より消費を喚起し、他方でカード取引の規制を緩めてカード会社や加盟店の営業熱を高める。このように消費と営業の両面を奨励すれば国民経済は富むと政府は見込んだ。当時、規制緩和の方針は、国民のあいだでも受け入れられやすい状態にあった。経済危機の最中の1998年2月に誕生した金大中政権は、少数与党であったにもかかわらず、IMFをいわば後ろ盾にすることで経済・金融・産業などの分野で規制緩和を進めていた。国民のあいだにも、経済復興につながるなら規制緩和もやむなしとの見方が広がっていた。

第3に、国税庁、カード会社、金融機関等は政策の実行性を高めるため密接な協力体制をとった。韓国は、経済危機前から、カードの領収書を用いた台湾式の宝くじ制度に関心を持っていた。台湾では全ての取引を政府が直接掌握し、統一書式の領収書を発行する。宝くじはこの領収書を利用して行われた。韓国政府はこのような台湾の制度を検討した結果、初期投資を抑えるために、カード会社や金融機関のネットワークを活用することを考えた。カード会社や金融機関は協力した。カード会社や金融機関がその月の取引総額を明示し発行する明細書は、領収書のかわりになった。このため、消費者や個人事業者は、取引ごとに領収書を整理し集計する手間が省けた。また、国民皆番号制が敷かれている韓国では、領収証を家計ごとにまとめることは容易だった。さらに、周辺事情として、韓国では、交通機関、公共料金、学費の支払など、多くの日常場面でカードが利用できた。

第4に、この政策は、社会の不安定化につながる自営業者—サラリーマン間の税負担格差を縮める効果が期待された。「所得控除制度」は、税金捕捉率の高かったサラリーマンの税負担感を軽くし、その分、カード利用による消費を促

すねらいがあった。カード利用の増加は、カード加盟店である個人事業者の課税標準を引き上げ、税収増につながる。その後導入された「税額免除制度」は、個人事業者についても減税を行うことで個人事業者が不満を持たないようにだけでなく、取引を透明化して個人事業者の税金捕捉率を上げ、サラリーマンとの間の補足率格差を縮めるねらいもあった。

### 3. カード利用の増大

カードは急速に韓国社会に浸透した。民間消費支出に占めるカード利用割合は、2001年に6割(約440兆ウォン)と、当時の日本(7%)、米国(3割)を上回り、世界で利用割合の最も高い国になった。

#### (1) 与信額 (表1を参照)

韓国では、銀行や信用金庫などを除くと、消費者信用産業は、「与信専門金融」「私金融」からなる(後者についてはIV節を参照)。「与信専門金融」は、消費者向けの間接金融を主業とする「カード」「割賦金融」に、生産者に設備資金を融資する「リース」、ベンチャー事業者に融資や投資をする「新技術事業金融」を加えた計4業種からなる。これまでこれら4業種は別々の法律に依拠していたが、1998年に「与信専門金融法」が施行され、1つの法律のもとに統合された。同年、これら4業種は「韓国与信専門金融協会」(Credit Finance Association; CREFIA)を設立した。この協会の調べによれば、「カード」専門会社のカード発行枚数は、カード促進策前の98年には2569万枚であったが、02年には7520万枚と、わずか4年間で3倍となった。加盟店数は、98年に337万店であったが、02年には1331万店と、毎年、前年のほぼ1.5倍のペースで増えた。利用総額は、98年32兆5千億ウォ

表1 韓国におけるクレジットカードの普及状況（単位：千枚、千店、1億ウォン）

	区 分	発行枚数	加盟店数	利用総額	利用総額			
					キャッシング	ショッピング	一括払い	分割払い
1998年	カード会社	25,691	3,376	325,227	170,532	154,695	106,358	48,337
	銀行	16,326	1,273	310,340	156,727	153,613	100,337	53,276
	計	42,017	4,649	635,567	327,259	308,308	206,695	101,613
1999年	カード会社	22,981	4,658	500,072	263,022	237,050	169,957	67,093
	銀行	16,012	1,534	407,754	218,464	189,290	132,333	56,957
	計	38,993	6,192	907,826	481,486	426,340	302,290	124,050
2000年	カード会社	35,434	6,528	1,374,355	889,835	484,520	333,817	150,703
	銀行	22,447	2,083	874,726	563,323	311,403	222,132	89,271
	計	57,881	8,611	2,249,081	1,453,158	795,923	555,949	239,974
2001年	カード会社	57,102	9,792	2,806,501	1,761,829	1,044,672	761,926	282,746
	銀行	32,228	2,835	1,627,174	914,765	712,408	521,601	190,807
	計	89,330	12,627	4,433,675	2,676,594	1,757,080	1,283,527	473,553
2002年	カード会社	75,203	13,319	4,552,751	2,718,342	1,834,409	1,338,069	496,340
	銀行	29,604	2,293	1,676,333	858,620	817,713	581,976	235,737
	計	104,807	15,612	6,229,084	3,576,962	2,652,122	1,920,045	732,077
2003年	カード会社	56,629	13,337	2,652,759	1,381,123	1,271,636	1,013,448	258,188
	銀行	38,888	3,612	2,152,678	1,013,441	1,139,237	893,268	245,969
	計	95,517	16,949	4,805,437	2,394,564	2,410,873	1,906,716	504,157
2004年	カード会社	37,301	11,278	1,365,846	505,544	860,302	677,768	182,534
	銀行	46,155	5,530	2,212,648	770,503	1,442,145	1,205,877	236,268
	計	83,456	16,808	3,578,494	1,276,047	2,302,447	1,883,645	418,802

資料：韓国与信金融協会 <http://www.crefia.or.kr/eng/sub020101.htm> より引用・作成

ンから02年455兆2千億ウォンと約14倍に増えた。

新韓銀行、釜山銀行など、カード事業を兼務する「銀行」の与信額も増加した。カード発行枚数は1998年1632万枚から、02年2960万枚と増えた。加盟店数は98年127万店から、02年229万店へ。また、利用総額は、98年31兆ウォンから02年167兆6千億ウォンと5倍になった。

## (2) キャッシング

与信額の増大に大きく寄与したのは、カード会社の主業である「ショッピング」でなく、直

接お金を融資する「キャッシング」である。これには韓国特有の業務比率も関わっている。日本ではカード利用総額に占める「キャッシング」業務比率は3割程度であり、日本のキャッシング（消費者ローン）市場を實質支えているのは消費者金融会社である。一方、韓国のキャッシング市場はカード会社と銀行が支えていた。韓国のキャッシング業務比率は、すでに1998年の時点で「ショッピング」「キャッシング」を合わせたカード利用総額の5割を占めていたが、カード促進策の導入後、さらに上がり、00年には6割に達した。キャッシングは、年利20%台と高



く、利幅は大きい。さらに、限度額の範囲内で借入と返済が繰り返される（いわゆる「リボルビング返済方式」）カードの複数利用が普及することで、与信額は飛躍的に増えた。

### (3) 税収

カード利用が増え、税収も増えた。付加価値税徴収額は、1999年度20兆3000億ウォン、00年度23兆3000億ウォン、01年度25兆8000億ウォンとなった。所得税徴収額も、99年度15兆8000億ウォン、00年度17兆5000億ウォン、01年度18兆6000億ウォンとなった。

## 4. 規制緩和の影響

一般に、韓国におけるカード利用増（与信額増大）は、カード促進策によってもたらされたと理解されることが多いが、理由はそれだけではない。「インターネットや携帯電話などの電子決済環境の進展」「信用情報制度の未整備」「雇用悪化による減収・失業増」なども影響した。

しかし、カード促進策と並んで与信額増大にきわめて大きく影響したと思われるのは、「カード取引の規制緩和」である。これにより、カード会社や金融機関の競争は激化した。以下、「金利面」「営業面」が指摘できる。

### (1) 金利面

市中金利は、経済危機以降、低下した。経済危機以前、12%前後だった銀行による家計向け貸出金利は、1998年にいったん16%まで上がるが、それ以降は10%を下回る水準にまで落ちた。カード会社の調達金利も、カード促進策を背景に減少した<sup>9)</sup>。しかし、カードの貸付金利とカード会社の主な収入源となっていた延滞利率はなかなか下がらなかった。98年1月、利子制限法

が廃止された。同年1月から3月にかけて、国民・サムソン・LG・外換のカード会社大手4社は、キャッシングの貸付金利を当初より約5%引き上げた（この時、分割手数料も4%、分割手数料の延滞利率も最大10%引き上げた）。これら一連の引き上げは、後に、当局から「談合」とみなされ、課徴金の支払を命じられることとなる（後述）。

普通の市場ならば、金利が上がれば与信額は減る。しかし、積極的な営業で与信額を伸ばしこれに高い金利を乗じれば大きな収益が期待できる。それにより、与信額増大にともなう貸倒リスクはある程度カバーされる。高水準の金利は、こうした見込みにもとづく「積極営業」を誘発した。

### (2) 営業面

経済危機以前、政府はカードの普及に抑制的であった。しかし、1999年頃からカード取引の規制を緩めていく。まず、同年5月、それまで70万ウォンまでとしていたキャッシングの月額利用限度額を撤廃した。他にも、5割までに規定していた利用総額に占めるキャッシング業務上限比率を撤廃した。

業界内の競争熱は一気に高まった。カード会社は、契約数で社員の報酬額を決めるノルマ制などを導入するとともに、与信基準を緩めて顧客獲得に向かった。カードは、高齢者、未成年者、生活保護受給者のみならず、死亡者にさえ発行された。専門の募集要員を動員し、路上での勧誘もなされた（朝鮮日報2001年5月24日付ほか）。

9) 貸出金の6割程度を占める社債発行による資金調達の条件も良かったという。社債の収益率は3年満期で9%前後であった（『資料 信用不良者の急増と消費者金融機関の営業形態の変化』（2003）『応用経済』第5巻3号韓国応用経済学会（翻訳）（日弁連（2005）所収））。

与信枠は、返済能力でなく利用実績に応じて引き上げられた。

## 5. 規制復活へ

市中金利の低下により、従来賃貸住まいが主流だった国民は住宅購入に向かった。ここにカード利用増も加わり、国民の返済負担は急増した。家計貯蓄率は大幅に低下した（表2）。

表2 韓国・日本・米国の家計貯蓄率推移(%)

	韓国	日本	米国
1997年	16.1	10.0	3.6
1998年	24.9	11.0	4.3
1999年	17.5	10.7	2.4
2000年	10.7	9.5	2.3
2001年	6.4	6.6	1.8
2002年	2.2	7.2	2.4
2003年	3.9	7.4	2.1
2004年	5.1	6.9	1.8
2005年	5.3	6.7	-0.2

資料：Table 23. Household savings rates in *OECD Economic Outlook 78 Database* (www.oecd.org/)

### (1) 信用不良者の増大

過大な競争は過剰融資を招き、借り手の返済遅滞を引き起こした。信用不良者数は、2000年に200万人を超え、02年264万人、04年362万人と増えていった。マスメディアにおいては借金苦による自殺や犯罪が相次いで報じられた。

### (2) カード会社の経営難

カード各社の純利益は悪化し、2002年、軒並み赤字に転じた。各社平均の延滞率は1割を超えた（日経金融新聞2003年12月3日付）。国民・BCなどカード会社8社の赤字総額は10兆ウォンを上回った。業界最大手のLGカードは、資金繰りが悪化したことからキャッシング業務を3

日間全面停止した。LGカードの経営権は、その後、政府系銀行に移った。

### (3) 監督と取締の強化

政府への批判と対応を求める動きは強まる。政府は、2002年10月、信用不良者対策として信用回復支援制度（注14を参照）を開始する。その一方で、違法な勧誘や不法業者への監督と取締を強化した。金融監督委員会は、01年末、無資格者へのカード発行や顧客情報流出の疑いでサムソン、LG、BC、国民、ダイナースなどカード会社5社に注意警告を行い、翌02年1月から信用不良者登録数値を会社別に公表して数値が高い会社には特別検査を実施することを発表した（朝鮮日報2001年12月14日付）。02年に入ると、金融監督委員会は、未成年者へのカード発行、路上での会員募集などを行ったとして、カード会社として初めてサムソン、LGなど3社に営業停止を命じた。他にも20社が罰金、警告を受け、大量の処分となった（日経金融新聞2002年4月10日付）。公正取引委員会は、市場の6割を占める国民・サムソン・LG・外換の大手4社に、手数料の引き上げで談合をはかっていたとして計233億ウォンの課徴金の支払を命じた（朝鮮日報2002年4月25日付；日経金融新聞2002年4月26日付）。03年、金融監督委員会は、自己資本比率や延滞率などにおいて経営改善が見られないカード会社には厳しい勧告をすることを決めた。

### (4) 取引規制の復活

2002年頃を境に、政府は、カード取引の規制復活にも乗り出す。02年5月、カード利用に関する総合的な対策案をまとめた。主な内容は、「キャッシングについて収入と返済能力に応じた月額利用限度額を設定すること」「キャッシング手数料の引き下げ」「50万ウォン以上の貸

付に関する手続きの厳格化（身分証の確認）」などである。同年10月、「貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律」（以下、「貸付業法」）が施行された。これにあわせて、財政経済部から「貸付業法施行令」が出され、延滞利率が高い（20%台）カード会社（と相互貯蓄銀行および割賦金融会社）は約定金利の1.3倍を超えてはならないことが定められた（延滞利率20%未満のケースが多い銀行と保険会社は、この規定の対象外とされた）。さらに、03年11月、政府は、一旦撤廃した「カード利用総額に占めるキャッシング業務上限比率」を再び5割まで引き下げるよう各社に求めた。

#### (5) 信用不良者の増加と政策評価

一連の規制復活で、銀行やカード会社は、与信枠と与信基準を一斉に引き下げた。国民銀行は、「3枚以上のカードを持ち、計1000万ウォンのキャッシングサービスを受けた顧客のうち、返済が遅れたことのある顧客」や「60日以上100万ウォンのカード代金を滞納している顧客」にはキャッシングを全面中断することを発表した。朝興銀行も、「500万ウォン以上のキャッシングを受けて半年以上滞納している者」に対して新規貸出を中止した（朝鮮日報2002年12月13日付）。こうした措置により、利用者のうち、すでに債務超過で複数のカードを使用して借入と返済を繰り返していた支払延滞者は返済に行き詰まり、金融機関に登録される「信用不良者数」はさらに増えた。

韓国監査院は、カード促進策を立案した財政経済省やカード会社を監督する金融監督院を特別監査し、2004年7月に結果を発表した。それによると、カード会社は、国民年金の支払免除対象者184万人余にカードを431万枚発行していたこと、国民カードなどカード会社計19社が00年から01年までの間に死亡した189人とカード

発給申請後に死亡した451人にカードを発給していたこと、さらに、にもかかわらずこれらの会社に対し当局がしかるべき措置を下さなかったことなどが明らかになった（東亜日報2004年7月16日付）。しかし、カード促進策について一連の事態を招いた責任は、不適切な信用供与を行った「カード会社」、これらをきちんと監督しなかった「監督当局」、カードを過度に利用した「国民」にあるとして、責任の所在を曖昧にした<sup>10)</sup>（朝鮮日報2004年7月29日付）。

## IV. 日本系貸金業者の韓国進出

### 1. 現在の私金融の利用状況

韓国では、「消費者金融」という言葉はあまり使われず、「私債」と呼ばれることが多い。「私債」は、「サラ金」とほぼ同じ否定的なニュアンスを帯びる。一般にはあまり使用されないが、中立的なニュアンスで「私金融」と呼ばれることもある。

まず、最新の調査結果から、現在の私金融利用者像を描いておこう。行政から権限委任を受けて金融実務の執行を担っている金融監督院は、2004年9月から11月にかけて、インターネットと書面を用いて、私金融利用者と私金融利用経験者計3859人を対象に、利用状況を調査した。その結果、彼らの多くは、カード会社や銀行などへの返済のため私金融から借入を開始するが、高い金利（平均年利223%）のため、ほとんど（85%）が利用開始から2年以内に債務超過に陥っていることが明らかになった。詳細は次の

10) 監督当局に対する措置は、次のとおりである。金融監督の実務執行を担当する民間機構の「金融監督院」副院長には人事措置を要求した。一方、公的機構であり法令改正を担当する「財政経済部」ならびに規程改正を担当する「金融監督委員会」へは注意措置をとるとどまった（東亜日報2004年7月16日付）。

とおりである<sup>11)</sup>。

- 【性別】男女の数はほぼ同じ。
- 【年齢】男性は30～40代が77%、女性は20～30代が81%を占め、全体的に若い。
- 【職業】会社員・主婦・サービス業従事者が全体の7割を占める。自営業者の割合は減る傾向にある。
- 【学歴】高卒者が55%、大卒以上が40%。
- 【借入理由】事業失敗28%、急な出費22%、失業のため16%と、経済状況の悪化に関わる理由が全体の6割強。
- 【用途】61%が他から借り入れていた借金の返済のため。細かくは、カード返済が40%、銀行返済が16%。
- 【平均貸付金利】年利223%（登録業者は年利164%、無登録業者は年利282%）。
- 【上限金利（66%）の範囲内で貸し付けている業者の利用割合】利用者のうち15%。
- 【債務額】私金融業者については利用者1人あたり900万ウォン（登録業者は770万ウォン、無登録業者は1470万ウォン）。私金融業者を含む債務総額の平均は約3700万ウォン。
- 【債権者数】私金融業者は約2.5社。2社以上の利用が大半。私金融業者を含む債権者総数の平均は約7社。
- 【制度圏と私金融】回答者の72%は、両方から借り入れている（借り入れていた）。
- 【借入による債務超過】利用者の85%は、利用開始から2年以内に返済困難に陥っている。詳細は、借入時から返済困難だったケースが9%、借入から1年以内に返済困難になったケースが59%、借入から1年以上2年以内に返済困難になったケースが22%である。

## 2. 経済危機後の外資系金融機関等の進出

韓国では、銀行やカード会社などの金融機関は、金融監督院の指導と保護下に置かれ、「制度圏」金融機関といわれてきた。一方、私金融業者は、長く制度圏外（「非制度圏」）に置かれていた。零細規模の業者がほとんどで、資金調達も難しく、ごく一部の人びとを対象に、短期間の少額融資を行っていた。

11) 金融監督院（2005）「私金融利用実態分析のためのアンケート調査実施結果及び示唆点」（翻訳）（日弁連（2005）所収）。

1997年、韓国は、経済危機に見舞われた。海外の金融機関や投資会社はこれを好機ととらえ、相次いで韓国に進出する。アメリカのシティバンクは、98年、連日の新聞広告で需要の掘り起こしをはかり、同年末、韓国の中堅銀行に比肩するまでに貸付残高を伸ばした。同じく98年、韓国で消費者向け融資を開始したイギリスの持株会社H S B Cホールディングスは、翌年、経営破綻し国有化された大手都市銀行（ソウル銀行）を買収した。ソウル銀行は、IMFが整理すべきだと指示した金融機関の1つである。IMFが整理を指示したもう1つの金融機関である韓国第一銀行は、98年12月、アメリカの投資会社ニューブリッジ・キャピタルを中心とした企業連合に買収された。その新しい頭取には、かつて日本で消費者金融会社「アイク」の設立にも関わった、消費者向け少額融資のノウハウに精通する日系アメリカ人のウィルフレッド・ホリエ氏が就任した。これらの金融機関は、いずれも、高い金利で少額を大量の消費者に貸し付けて自社の貸倒リスクを広く分散させる消費者金融部門の開拓に力を注いだ。

## 3. 日系貸金業者の進出

### (1) 支払延滞者の増加

日系貸金業者の韓国進出は利子制限法が撤廃された1998年頃にさかのぼる。その背景のひとつとして、韓国市場への外国企業の参入制限が緩和されたことがある。背景のふたつとして、99年、日本で出資法が改正され（施行は00年）、貸付上限金利が40.004%から29.2%に引き下げられたことがある。貸付上限金利の引き下げは業者の利幅を縮小し、営業の厳しくなった中小規模の業者が韓国に市場を求めるときっかけともなった。背景のみつつとして、信用不良者の増加がある。Ⅲ節でみたとおり、99年以降、韓国

でカード利用が急増し、債務超過に陥る人は増えた。政府はカード取引の規制を復活し、カードの与信基準は引き上げられた。債務超過で借入と返済を繰り返していた人びとはカード会社から取引を拒絶される。日本系貸金業者は、このような人びとに貸付の照準を定めた。

## (2) 貸付金利

1998年1月、利子制限法が撤廃された。これを機に、私金融市場の貸付金利の水準は上がったという。01年、金融監督院の「消費者金融被害申告センター」は、同年4月2日から6月13日までのあいだに受理した消費者金融被害件数1534件について調べた。その結果、貸付金利の実態は最低60%、最高1440%、また平均貸付金利は251%であることがわかった（朝鮮日報2001年6月18日付）。

この時すでに韓国に進出していた日本系貸金業者の年利は100~150%程度。一方、韓国系貸金業者の年利は200~300%だったといわれている。日本系貸金業者は、日本のノウハウを駆使した結果、貸倒率、延滞率は1割程度と、日本とさほど変わらなかった。資金調達面でも恵まれていた（後述）。このため、日本系貸金業者は、貸付金利が韓国系貸金業者の半分の水準でも利益を得られた。02年に貸付業法が制定されると、登録業者は広告が可能となった。日本系貸金業者は次々と登録し、顧客開拓のための足がかりを得た。貸付上限金利は70%（後に66%）に制限されたが、日本市場に比べればはるかに高かった。

なお、韓国大手新聞によれば、貸付業法の成立過程で、日本系貸金業者の貸付金利は、細かく変動した。貸付金利の水準が、市場外の、法規制にかかわる政治動向に影響される様子が見えがえる。2002年6月、政府は貸付業法案を国

会に提出した。日本系貸金業者は年利100%前後だった貸付金利を少し引き下げる動きを見せた。ところが、その後、国会は数ヶ月空転し、法案審議は中断した。この間に、上限金利は60%から90%にまで引き上がる可能性がでてきた。日本系貸金業者は、6月時点で82.8~86.4%だった貸付金利を97.2~129.6%に大きく引き上げた（朝鮮日報2001年12月13日付）。

## (3) 資金調達

1997年の経済危機後、企業投資が見込めなくなった金融機関は、資金の一部を私金融市場に投入した。98年に80兆ウォンだった私金融市場の規模（貸付額）は、00年には164兆ウォン、01年には250兆ウォンと拡大した（『月刊 クレジットエイジ』2002年3月号）。こうしたことから、日本系貸金業者は、韓国国内でも資金を十分調達できた。金融監督院のチョ・ソンモク非制度圏金融チーム長は、02年、日本系貸金業者としてはもっとも早く韓国に進出していた当時の最大手A&Oインターナショナル（現在はプログレス、ハッピーレディ等他社と統合し「アプロファイナンスグループ」と名称変更）をはじめとする日本系貸金業者のうち計11社について調査した。それによれば、総売上額8800億ウォンの87%（7700億ウォン）が韓国国内で調達されていることが明らかになった。具体的に、ソウル銀行、INGベアリング銀行などの一般の金融機関からは年利15~18%、クレジットカード会社、ローン金融会社など個人金融市場からは年利20%であった。この時の調査によれば、これら日本系貸金業者による消費者への貸付金利は年利90~100%であった。同年10月に貸付業法施行を控えた時期だった。金融監督院は、不当な債権回収の禁止と年利70%（当時）の上限適用で日系貸金業者の営業は大幅に縮小されるとの見通しを示した（東

亜日報2002年8月18日付)。

2002年8月当時の、日本系貸金業者の現況(一部)は表3のとおりである。

#### 4. 日本系貸金業者の市場シェア

日本系貸金業者は、どういった営業を展開したのか。また、韓国の消費者金融市場においてどういった位置を占めていたのか。さらに、私金融取引の紛争にどう関わっていたのか。

##### (1) ノウハウ

日本系貸金業者は、日本のノウハウを駆使した。具体例は次のとおりである。

- ・会社名に、「クレジット」「マネー」「ファイナンス」などの洗練された印象を与える名称を使う。
- ・法人化し、低利で、大量の資金を調達できる環境を整える。
- ・新聞や公共機関などへの広告に力を入れ、広範な顧客獲得につとめる。
- ・若者を主なターゲットとし、流動人口が高い都心部で、交通の便が良いところ(地下鉄駅から徒歩3～5分)に出店する。
- ・従業員数は200人～300人規模。全国展開する。ソウルや釜山など主要都市には20～40軒程度支店を置く。
- ・融資で顧客に対面する女性社員は、制服に身を包み、言葉遣いは丁寧にする。

- ・「無人契約機」を導入してコストを削減するとともに、顧客の抵抗感を少なくし、追加貸付額を増やす。
- ・返済期日前に電話をかけて返済を促すなど、普段から、細かく、徹底した債権回収を行う。

##### (2) 韓国系貸金業者への影響

日本系貸金業者による韓国進出は、韓国国内の銀行に衝撃を与え、銀行は子会社を設立して私金融市場に参入していく。日本系貸金業者に比べ、資金調達面等で不利な立場に置かれていた韓国系貸金業者も変化に迫られた。その過程においても、日本系貸金業者は、韓国国内市場への影響を強めていく。日本系貸金業者の進出に危機感を感じた韓国系貸金業者は、2002年3月に「韓国消費者金融連合会」を発足した。このうち加盟業者6社(第一キャピタル、ウォンマイナス、デホ・クレジット、エンジェルクレジット、オンヌリバンク、連合クレジット)は共同で日本の消費者金融連合会に融資を求めた。日本の消費者金融連合会はこれに応じ、年利15%で総額150億ウォンの融資を決めた(韓国経済新聞2002年5月18日付)。また、日本系貸金業者は韓国系貸金業者の研修を受け入れるなどした。その結果、日本系貸金業者のノウハウは、韓国系貸金業者だけでなく、韓国内の金融機関においても広まっ

表3 日本系貸金業者の現況

	設立(年月日)	資本金	総資産	貸付額	貸付最高金利(%)
A&Oインターナショナル	98.10.1	184	3783	2771	87.6
プログレス	00.10.1	111	2750	2426	88.7
ハッピークレジット	00.11.17	1	1228	1669	98.5
パートナークレジット	01.3.9	1	1088	1287	129.6
女子クレジット	01.5.11	1	1008	1260	129.6
イエスキャピタル	01.9.27	1	461	682	129.6
ファーストマネー	02.4.30	1.3	153	213	91.3
センチュリーソウル	99.12.30	0.75	75	4	88
リードファイナンス	00.7.30	17	...	...	88

(単位:億ウォン 朴(2002)39頁より抜粋)

ていった<sup>12)</sup>。

### (3) 市場占有率

日本系貸金業者は、1社あたりの規模が大きかった。2002年10月、貸付業法が施行されると、貸金業者は、登録することで法規制を受けるとともに公的認知を得た（「陽性化」）。施行後半年が経った03年4月現在について金融監督院が調べたところ、登録業者1万余社<sup>13)</sup>のうち、貸付残高を明らかにした1240社の貸付残高の総額は、2兆6607億ウォンであった。これを韓国系／日本系別にみてもみると、国内業者のうち2%に満たない日本系貸金業者（24社）が、市場の実に4割（1兆917億ウォン）を占めていることが明らかになった（朝鮮日報2003年7月3日付）（表4）。

表4 韓国系／日本系別にみた登録貸金業者の現況

	業者数	貸出残高
韓国系貸金業者	1241社	1兆5639億ウォン
日本系貸金業者	24社	1兆917億ウォン

資料：金融監督院調べ 2003年4月現在

12) 日本のノウハウは、営業面のみならず、世論への働きかけなどについても参照されているようである。一例をあげると、2004年、韓国消費者金融協議会（KCF A）が発足した。00年、日本では、消費者金融業界から寄付金を得て早稲田大学消費者金融サービス研究所「消費者金融サービス研究会」が設立された。前者の副所長、後者の常任理事をつとめる早稲田大学商学部坂野友昭教授は、05年、このKCF Aが開催するセミナーに招かれ、消費者金融への金利規制強化の動きについて懸念を表明した（朝鮮日報05年7月6日付）。同年6月、KCF Aは、日本消費者金融協会東京本部に訪れ、意見交換を行っている（『月刊 消費者信用』05年8月号）。さらに、韓国産業開発研究（KID）と韓国秩序経済学会（KOE A）が発刊した『消費者金融民間白書』では、坂野教授の論文が掲載され（イム・ドンヒョ（2005））、韓国消費者金融業界の主張する「金利緩和・撤廃」論に理論的基盤を与えている。このような動きは、マス・メディアを通じて広く報じられている。

### (4) 債権回収をめぐる被害状況

貸し手と借り手との関係が行き詰まった時は、相談機関や専門家の介入により、両者の取引が見直され、方針が立て直されることが望ましい。しかし、借り手の多くは、この種の取引による紛争を恥とみなし、申告や相談をしない。このため、問題のある事例は表面化しにくく、悪質なものと発展することも多い。日本系貸金業者による債権回収は、こうしたなかで相対的に目立たなかったとの見方もある。その一方で、日本系貸金業者の韓国進出が進むなか、日本系貸金業者に関する被害割合が増えていることを示すデータがある。表5は、私金融被害に対処するため、2001年4月、金融監督院内に設置された「私金融被害申告センター」に寄せられた01年から03年までの被害申告数の内訳である。これによれば、日本系貸金業者に関する被害割合は増加傾向にあり、03年には韓国系貸金業者を含めた被害件数全体の6割強に達した。

## V. 信用不良者対策

急増する信用不良者に対し、救済策がとられ

表5 金融監督院に寄せられた私金融被害申告数の推移（韓国系／日本系別）

	韓国系貸金業者	日本系貸金業者
2001年	171件 (91.4%)	16件 (8.6%)
2002年	250件 (51.1%)	239件 (48.9%)
2003年	261件 (34.3%)	499件 (65.7%)

（横田（2005）132頁より引用及び作成）

13) 第2次調査で金融監督院を訪問した際に提供された最新データによれば、2005年9月の貸付業法改正で登録条件が変更され、新規登録は約3千件あった。2006年4月現在、登録業者総数は1万5千社。このうち日本系貸金業者数は33社である。登録業者による貸付総残高（推計）は約40兆ウォン。無登録業者総数は約2万社という。

るようになった。その傾向は、大まかにいえば、貸し手側が主に用意した場で紛争当事者が利害を相互に調整する形態（私的救済策<sup>14)</sup>）から、借り手の生活再建を主な目的として裁判所が紛争に介入する形態（公的救済策）へと移行しつつある。破産申立人のうち最終的に債務を免除されるケースの割合（免責許可率）が年々上昇し04年以降9割台を維持していることなどはそのひとつのあらわれである。とはいえ、公的救済策の利用数は、信用不良者数に比べればきわめて少ない。

韓国の公的救済策は、「破産」と日本の個人再生手続きに相当する「個人回生手続き」がある。これらは、2005年3月、会社整理法ならびに和議法とともに「債務者の再生と破産に関する法律」（通称「統合倒産法」）のもとに統合された。

## 1. 個人回生手続き

個人債務者回生法は2004年3月に成立し、同年9月に施行された。要件の第1は、債務総額が「有担保の場合10億ウォン以下」「無担保の

表6 韓国における個人回生手続きの利用状況

個人回生申立件数	
2004年 9月	131件
10月	1507件
11月	3505件
12月	3914件
2005年 1月	3054件
2月	2481件
計	14592件

資料：日弁連（2005）所収

14) 私的救済策の状況は次のとおりである。大統領府が発表した「信用不良者対策推進現況と今後の方向」によれば、2004年、以下の①②③等の利用総数は約104万人。このうち75万人が信用不良者登録を解除されたという。

場合5億ウォン以下」の個人であること、第2は、将来、継続または反復して収入を得る可能性があること、第3は、最長5年間決められた金額を返済すれば残債務は免除されることである。破産に比べて道義的負担が少なく済むことなどもあり、導入当初は大幅な利用増が見込まれていた。しかし、最近では、以下のような理由から、破産のほうが多く利用されている。

## 2. 破産

旧破産法は、1962年に施行された。仕組みは日本の破産法とほぼ同じで、支払不能や債務超過に陥った債務者は、自らの住所地を管轄する地方裁判所に申し立て、資産を全債権者に平等に分ける。債務者が自然人の場合、破産手続きの終了後、免責手続きに移行でき、経済再建の機会が得られる。自然人の大半は、配当に十分

### ①信用回復措置

2003年3月に開始。各金融機関が独自の基準で行う。金融機関1行に対し債務額1000万ウォン以下と少額の場合のみ利用可能。信用不良者登録は解除されない。

### ②個人ワークアウト

アメリカの消費者信用回復機構に近い。2002年10月に開始。金融機関の協約のもと、信用回復委員会が行う。要件の第1は、債権者のなかに協約に加入する金融機関が2行以上含まれること、第2は、債務額は3億ウォン以下であること、第3は、最低生活費以上の所得がある信用不良者、である。8年以内の分割返済で、元金免除はない。信用回復委員会による支援確定時に信用不良者登録は解除される。

### ③バッドバンク

②が手続きに時間がかかり、大量の信用不良者に対応できていないことを受けて2004年5月に施行された時限措置。一部の債権者による急激な回収で債務者が支払不能になることを避けるため、債権者が協約を結んで共同で債権を管理し回収する。私金融業者は参加しない。要件の第1は、債権者のなかに協約に加入する金融機関が2行以上含まれること、第2は、債務額が5000万ウォン未満であること、第3は、04年3月10日以前の信用不良者、である。8年以内の分割返済で、元金免除はない。債権移転決定時に信用不良者登録は解除される。



な資産がなく、破産宣告と同時に破産手続きを終結する。免責不許可事由も、日本とはほぼ同じで、浪費や財産隠匿などである。しかし、破産宣告を受けてから免責許可を受けるまでの間の資格制限範囲は日本より広く、弁護士や建築士の他、公務員や看護師も含まれる。

個人破産件数と免責許可率の推移は表7の通りである。2004年、免責許可率は9割を超え、返済能力を全くもたない個人にとって利用しやすい状況となった。こうしたこともあり、05年の個人申立件数は前年の3倍を記録した。06年には6万件を突破すると推定されている。その一方で、韓国銀行・金融経済研究院の調査によれば、実質破産状態であるにもかかわらず申立を行っていない「非公式破産者」数は、最大で、実際に申立を行った「公式破産者」数の90余倍(112万人。基準=05年)にのぼるといふ(朝鮮日報2005年12月29日付)。今後、関係諸機関がこのような非公式破産者に対しどう手をさしのべるのか、またより根本的に、韓国社会が信用不良者の問題にどう取り組むのか、注目される場所である。

## VI. むすびにかえて

以上、韓国の消費者信用市場・法規制・多重

表7 韓国における個人破産の利用状況

	個人破産申立件数	免責許可率
1999年	503件	55.0%
2000年	329件	58.0%
2001年	672件	68.0%
2002年	1335件	77.0%
2003年	3856件	79.0%
2004年	12317件	90.7%
2005年	38773件	98.3%

資料：2002年までは日弁連(2005)。2003年以降は第2次調査時、訪問先の大法院から提供された。

債務者問題の関わりについてみてきた。まとめると、韓国の信用不良者問題は3つの経路を経て深刻化した。ひとつは、カードの過剰な与信(とくにキャッシング利用の急増)により大量の信用不良者が発生したこと、ふたつは、カード利用を通じて生じた信用不良者が私金融市場に流れたこと、みつつは、私金融市場が急激に拡大して信用不良者が生じたことである。その背景として、韓国が、経済危機とIMF介入によって、消費者信用市場への大幅な規制緩和と内需拡大策を短期間で導入せざるを得なかったこと、他方で、消費者保護施策が不十分であったことがある。確かに、韓国の事例は極端なものである。しかし、極端な事例だからこそ、さまざまな論点が単純化されてみえてくる。最後に、そのような論点として、以下、3つ述べさせていきたい。

第1は、市場の拡大にともなって増える市場からこぼれる個人に、社会はどう対処すべきかである。韓国では、債務者が利用しやすい救済策は債務者のモラル・ハザード(制度の悪用)をもたらすとして、懸念を示す声もある。しかし、債務超過による支払延滞者への最善策は、消費者保護の立場に立てば、早期の債務整理による生活再建である。そのためには法的経済的社会的救済制度の整備が必要である。借入機会(クレジット・アベイラビリティ)が増えるのであれば、当然、市場に参入する個人へのセーフティネットも充実させねばならない。

第2は、韓国の例からもうかがえるように、市場が国境を越えて広がれば、それにとまって紛争の「輸出入」もありうることである。ならば、紛争への対処についても国際的に検討する機会があつてよいと思われる。多重債務者対策に取り組む公的私的機関の関係者による国際交流は、自国の経済政治社会制度を見直す契機

ともなるだろう。

第3は、市場規制をどう捉えるかである。市場への規制を全く不要とする意見はおそらく少数であろう。多くは、万人が納得できる自由な取引のために、規制の範囲と程度をどう設定すればよいかで議論が分かれる<sup>15)</sup>。その際、重要なのは、自由な取引の前提となる「公正さ」の確保である。「公正さ」の有無は、自分が相手の立場で市場に参入した時、その境遇に耐えられるか否かで判断される。したがって、相手の境遇についてリアルな想像をめぐらせられるように、第一に、消費者信用市場に参入する借り手と貸し手の現実について追体験できる研究の蓄積が求められている。

15) 本稿でふれたとおり、韓国の貸付上限金利は、1998年の利子制限法（年20-40%）廃止によってしばらく存在しない状態が続いたが、02年に貸付業法が制定され、年66%までに抑えられた。その後、最新の動向として、06年6月、法務部は、07年に利子制限法を復活することを発表した。これにより、貸付上限金利は、今後、年40%までに引き下げられる見通しである（東亜日報2006年6月5日付ほか）。その背後には、信用不良者問題への社会の関心がある。なお、日本においても（議論は現在も進行中であるため最終的にどう決着するかは不明であるが）、近年、借り手保護の観点から市場への規制強化を求める動きがみられる。日本の貸付上限金利は、超過しても刑事罰のない「利息制限法」（年15-20%）と、超過すれば刑事罰が課される「出資法」（年29.2%）が併存している。このため、どちらの法律に依拠するかによって借り手にとっては債務額、貸し手にとっては収益が大きく異なってくる。こうしたことから、日本では、この金利の二重規範をどう扱うかが消費者信用市場のあり方を考える上でひとつの大きな論点となっている。現状として、05年以降、最高裁は、二重規範は厳格に扱うべき（このことは、貸し手業者にとって、利息制限法を超過して金利を設定し利息を徴収することが難しくなることを意味する）とする判決を相次いで出している。金融庁内に設置された有識者からなる「貸金業制度等に関する懇談会」も、これら一連の司法判断を受けて、06年4月、借り手保護の観点から消費者金融法制を再検討すべきとの姿勢を示している。

## 参 考 文 献

- 秋田智佳子（2005）「韓国における信用不良者・多重債務者の救済システムと現状：個別金融機関信用回復措置・パッドバンク・個人ワークアウト」日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編集・発行『韓国金利事情調査報告書』
- イム・ドンヒョン（2005）「韓国庶民金融制度と最近の民主労働党の活動」（「第25回全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会 in 岩手」11月12日・13日開催配付資料。翻訳：司法書士・池田和彦氏）
- 釜井英法（2005）「韓国における信用不良者・多重債務者の救済システムと現状：個人破産・個人再生」日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編集・発行『韓国金利事情調査報告書』
- 大山小夜（2005）「クレジットカードの利用促進政策」「日本系貸金業者の韓国進出」日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編集・発行『韓国金利事情調査報告書』
- 朴祥祚（2002）「韓国の消費者信用業の状況と日本の金融会社などの韓国進出に関する動向」早稲田大学消費者金融サービス研究所（論文No. IRCFS02-009）
- 横田一（2005）「『借金地獄』社会・韓国からの警告」『世界』4月号、129頁-137頁

本稿は、平成16年度・17年度科学研究費補助金（若手研究（B））「多重債務と消費者信用にかかわる社会制度の社会学的研究」、平成18年度科学研究費補助金（若手研究（B））「消費者信用と多重債務にかかわる制度の設計と運用に関する社会学的研究」による研究成果の一部である。